

令和3年度国民健康保険税の 税率が決定しました

国民健康
保険

■問合せ 国保年金課国保係 ☎029-885-0340(内)116・117

◎令和3年度の税率は、前年度からの据え置きとなります。

医療分			後期高齢者支援分			介護分		
税率等	所得割率	8.0%	税率等	所得割率	2.7%	税率等	所得割率	1.6%
	均等割率	25,400円		均等割率	8,300円		均等割率	17,300円
	平等割額	22,100円		平等割額	7,200円		平等割額	なし
賦課限度額	630,000円		賦課限度額	190,000円		賦課限度額	170,000円	

《低所得世帯の軽減措置》

同一世帯に属する世帯主と、特定同一世帯所属者や国民健康保険加入者の前年中の所得の合計額が次の基準値を超えない場合は、均等割額(1人当たりの額)と平等割額(1世帯当たりの額)が軽減されます。軽減措置を判定する所得には、国民健康保険に加入していない世帯主の所得も含まれます。

※基準額以下でも、世帯の中に前年中の所得の申告が済んでいない方がいると国保税の軽減が受けられませんので、ご注意ください。

※「特定同一世帯所属者」とは後期高齢者医療制度への加入により国民健康保険を脱退した方で、それ以後世帯主が変わらない世帯に継続して属している方(世帯主の場合は引き続き世帯主である方)のことです。

軽減措置の基準額	軽減の割合
「43万円」以下	7割軽減
「43万円+28万5千円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)」以下	5割軽減
「43万円+52万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)」以下	2割軽減



※給与・年金所得者の数が2以上の場合は、「43万円」の部分を「43万円+10万円×(給与・年金所得者数-1)」とします。

※65歳以上の方の公的年金所得については、公的年金の収入額から公的年金控除額を差し引いた後、さらに15万円(高齢者特別控除)を差し引いて軽減判定します。

熱中症を防ぐ4つのポイント！ <消防本部からのお知らせ>



これから暑い夏がやってきます。

稲敷広域消防本部では、令和2年中に熱中症の傷病者を135人搬送しました。

熱中症は予防法を知れば防ぐことが可能です。そこで、熱中症を防ぐ4つのポイントを紹介します！

①熱中症を防ぐためにマスクを外すようにしましょう

屋外で人と十分な距離(少なくとも2m以上)が確保できる場合は、マスクをはずすようにしましょう。

②こまめな水分・塩分補給

喉が渇いたと感じる前に水分・塩分補給を実施してください。



③暑さを避ける

適切に冷房を使用し、外出時は日傘の使用や帽子の着用など、暑さを避ける工夫が必要となります。新型コロナウイルス対策のために、冷房時にも換気を行いましょ。

④暑さに負けない体力をつける

日頃からバランスの良い食事を摂ることや、体力づくりを心がけましょう。

■問合せ 稲敷広域消防本部救急課 ☎0297-64-3846 (龍ヶ崎市3571-1)

ホームページ
QRコード▶

